

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 2 月 23 日

月 曜 日

第 3875 号

目 次

告 示

○都市計画事業の認可	1
○道路の区域変更	2
○道路の供用開始	
○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧	3

公 告

○随意契約の相手方等の公示	4
---------------	---

告 示

富山県告示第69号

都市計画事業の認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成27年 2 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

射水市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・3・115号 駅前線

3 事業地

(1) 収用の部分

富山県射水市北野字大島、北野字八切及び小島地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業施行期間

平成27年 2 月23日から

平成31年 3 月31日まで

富山県告示第70号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 2 月23日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年 2 月23日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 上笹原東町線	富山市八尾町上笹原1922番 4から	変更前		最大 10.4 最小 3.6	76.0	富山土木 センター
	富山市八尾町上笹原1847番 2まで	変更後		最大 13.3 最小 6.5	76.0	

富山県告示第71号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 2 月23日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年2月23日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 上笹原東町線	富山市八尾町上笹原1922番4から 富山市八尾町上笹原1847番2まで	平成27年2月23日	富山土木 センター

富山県告示第72号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営十二町地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年2月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営十二町地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成27年2月24日から

平成27年3月24日まで

3 縦覧の場所

氷見市役所

教示

- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県

を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の
取消しの訴えのみ提起することができます。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政
令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県の物品等又は特定役務
の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により
次のとおり公示する。

平成 27 年 2 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子計算組織（富山視覚総合支援学校分） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する学校の名称及び所在地
富山県立富山視覚総合支援学校 富山市大江干 144 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 27 年 1 月 30 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社トヤマデータセンター 富山県富山市柳町一丁目 1 番 11 号
- 5 随意契約に係る契約金額
4,160,160 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成27年2月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子計算組織（高岡聴覚総合支援学校分） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する学校の名称及び所在地
富山県立高岡聴覚総合支援学校 高岡市西藤平蔵 700番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年1月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌジェーケー 東京都中央区新富二丁目3番4号
- 5 随意契約に係る契約金額
3,989,088円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成27年2月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子計算組織（にいかわ総合支援学校分） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する学校の名称及び所在地
富山県立にいかわ総合支援学校 黒部市石田6682番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年 1 月 23 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌジェーケー 東京都中央区新富二丁目 3 番 4 号
- 5 随意契約に係る契約金額
3,608,064円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 2 第 1 項第 8 号

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成27年 2 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子計算組織（しらとり支援学校分） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する学校の名称及び所在地
富山県立しらとり支援学校 富山市婦中町下邑2877番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年1月30日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社トヤマデータセンター 富山県富山市柳町一丁目1番11号
- 5 随意契約に係る契約金額
3,654,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成27年2月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子計算組織（高志支援学校分） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する学校の名称及び所在地
富山県立高志支援学校 富山市道正29番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年1月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社トヤマデータセンター 富山県富山市柳町一丁目1番11号
- 5 随意契約に係る契約金額
3,569,184円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 2 第 1 項第 8 号